

平成25年度 第3回新居浜市地域公共交通活性化協議会

次 第

○日時 平成26年2月20日(木) 13:30

○場所 新居浜市役所 3階 応接会議室

1. 開 会

2. 議 事

(1) 新居浜市都市交通戦略見直し案について

(2) デマンドタクシー拡大後の実績及び市民アンケート等の結果について

(3) デマンドタクシー本格導入の可否について

(4) 消費税率値上げに伴うデマンドタクシー利用料金の取り扱いについて

3. その他

4. 閉 会

新居浜市地域公共交通活性化協議会委員名簿

条項		役員	機関・団体	役職名	氏名
法第6条第21号	規約第5条第11号	会 長	新居浜市	副市長	近藤 清孝
				経済部長	寺村 伸治
法第6条第22号	規約第5条第21号		新居地区旅客自動車協同組合	代表理事	渡部 光男
			愛媛県ハイヤー・タクシー協会	専務理事	高橋 昭雄
			瀬戸内運輸株式会社	専務取締役	門田 正孝
			一般社団法人愛媛県バス協会	専務理事	門屋 和彦
			四国旅客鉄道株式会社	愛媛企画部長	田中 弘典
	規約第5条第13号		愛媛県東予地方局建設部	建設企画課長	玉置 祐規
			国土交通省四国地方整備局 松山河川国道事務所	副所長	沖上 茂人
法第6条第23号	規約第5条第14号		新居浜警察署	交通課長	高崎 広記
	規約第5条第15号	副会長	新居浜市連合自治会	理事	星加 勝一
			新居浜市老人クラブ連合会	副会長	明石 秀美
			新居浜市女性連合協議会	新居浜市母子寡婦福祉連合会会長	三木 ユリエ
	規約第5条第16号	監 事	新居浜市社会福祉協議会	地域福祉課長	柿木 仁
		監 事	新居浜商工会議所	経営支援課長	矢野 英司
			新居浜市医師会	理事	永易 大典
			瀬戸内運輸労働組合	執行委員長	砂田 篤志
			国土交通省四国運輸局 愛媛運輸支局	首席運輸企画 専門官 (輸送・監査部門)	谷口政賀津
				首席運輸企画 専門官 (総務企画部門)	久保田 東宏

事務局出席者

事務局長	新居浜市経済部運輸観光課	課長	桑野 誠二
事業担当	新居浜市経済部運輸観光課	副課長	桑原 一郎
出納員	新居浜市経済部運輸観光課	係長	吉岡奈津子

新居浜市地域公共交通活性化協議会規約

(名称)

第1条 この協議会は、新居浜市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(事務所の位置)

第2条 協議会の事務所は、新居浜市一宮町一丁目5番1号新居浜市役所内に置く。

(目的)

第3条 協議会は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通総合連携計画（以下「連携計画」という。）の作成に関する協議及び連携計画の実施に係る連絡調整を行うことを目的とする。

(所掌事項)

第4条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 連携計画の作成及び変更の協議に関すること。
- (2) 連携計画の実施に係る連絡調整に関すること。
- (3) 連携計画に位置付けられた事業の実施に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、協議会が必要と認める事項

(組織)

第5条 協議会は次に掲げる委員（以下「委員」という。）をもって組織する。

- (1) 新居浜市長が指名する者
- (2) 関係する公共交通事業者等の代表
- (3) 道路管理者が指名する者
- (4) 公安委員会の長が指名する者
- (5) 各種市民団体等の代表
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市が必要と認める者

2 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1人
- (2) 副会長 1人
- (3) 監 事 2人

3 会長又は副会長及び監事は、相互に兼ねることができない。

(委員の任期)

第6条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けたときの補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(役員を選任及び職務)

第7条 会長は、新居浜市副市長をもって充てる。

2 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。

3 副会長及び監事は、第5条第1項に規定する委員のうちから会長が指名する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 監事は、協議会の会計の監査を行い、当該監査の結果を会長に報告しなければならない。

(会議)

第8条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の3分の2以上の賛成をもって決するものとする。

4 会議は、原則として公開するものとし、その手続きは、新居浜市の例により行うものとする。

5 協議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(協議会の承認事項)

第9条 次の掲げる重要な事項は、協議会の承認を経なければならない。

(1) 協議会の予算及び決算に関すること。

(2) 規約の制定及び改廃に関すること。

(3) 第4条に規定する事項に関すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、重要と認められる事項

(幹事会)

第10条 協議会は、協議会に提案する事項について協議又は調整をするため、必要に応じ幹事会を置くことができる。

(分科会)

第11条 協議会は、第4条に規定する事項について専門的な調査又は検討を行うため、必要に応じ分科会を置くことができる。

(事務局)

第12条 協議会の業務を処理するため、新居浜市運輸担当課所内に事務局を置く。

2 事務局長は、新居浜市運輸担当課所長をもって充て、事務局員は、同課所の職員をもって充てる。

3 前2項に定めるもののほか、事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(会計年度)

第13条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(資金)

第14条 協議会の運営に要する資金は、負担金、補助金その他の収入をもって充てる。

(予算)

第15条 会長は、毎会計年度予算を調整し、協議会の承認を得なければならない。

(決算)

第16条 会長は、毎会計年度終了後、遅滞なく、協議会の決算を調整し、監事の監査に付さなければならない。

2 会長は、第7条第5項の規定により当該監査の報告があったときは、当該監査に付した決算について協議会の承認を得なければならない。

(財務に関する事項)

第17条 協議会の出納その他の財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(謝礼)

第18条 協議会は、委員が会議に出席したときは、謝礼を予算の範囲内で支給することかできる。

(協議会が解散した場合の措置)

第19条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを清算する。

(その他)

第20条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附則

(施行期日)

1 この規約は、平成22年11月9日から施行する。

(任期の特例)

2 協議会初年度の委員の任期は、第6条第1項の規定にかかわらず、平成24年3月31日までとする。

(会計年度の特例)

3 協議会の設立された日の属する年度の会計年度については、第13条の規定にかかわらず、設立された日から平成23年3月31日までとする。

附則

(施行期日)

この規約は、平成24年6月19日から施行する。